

# 児童ポルノ消えぬ傷

児童ポルノのまん延に歯止めをかけようと、児童買春・ポルノ禁止法を改正し、画像を個人的に収集する単所持にも規制の網をかけることを求める動きが活発化している。単純所持が罪に問われない現行法では、児童ポルノの製造は止められずインターネットの普及により、壁を超えた被害拡大の恐れもある。子どもを性的虐待か監禁することは国際社会のルール。改正論議では、日本姿勢が問われていると言ざる。

（月野美帆子）

## 対策強化へ動き活発

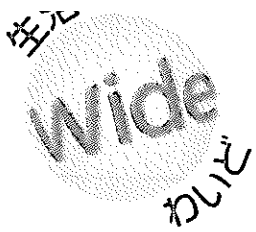
が、販売目的でなくても、単純所持を禁止・処罰対象に盛り込む改正法案を国会会期中にも提出する方向で検討に入っている。

また、ヤフー（東京都港区）は1月から、ホームページ上で特集「サイバーポルノから子どもを守るために」を始め、児童ポルノの実態や問題点を指摘。同社はマイクロソフト日本法人（同渋谷区）とともに、同協会のキャンペーンに賛同し、「ネット上の情報に国境はなく、国内でも対策が必要」とする。

現行法の問題は、児童ポル

ノの主は大学生。幼い性的虐待を受けた際に撮った写真がネット上に流出している。同協会は、過去の虐待が児童ポルノに形を被害者を傷つけ続けてきたことをアピールした。

三では、自民・公明両党



2008. 3. 19 読売

## 「私の写真 今もネット上に」

ノの「需要と供給」のサイクルを止められないことにある。国際NGO「ECPAT」/ストップ子ども買春の会」共同代表の宮本潤子さんは「現行法で児童ポルノの供給規制が強化されたが、単純所持が許されているため、入手する行為である『消費』が止まらず、結局、供給も止まらない」と強調する。

インターネットが飛躍的に普及した現代、画像を集め、パソコンや携帯電話、DVDなどの記録媒体に保存する単純所持が個人的行為だとしても、いったん画像が流出すれば瞬時に世界へ広まる。完全に消去するのも難しく、被害は拡大する一方だ。

主要8か国(G8)の中で日本とロシアだけが単純所持を規制していないという、日本は国際社会から「児童ポルノ大国」と批判されてきた。

国内で単純所持規制は何度も取り上げられてきた。一方、「捜査権乱用につながる」「表現の自由やプライバシーの侵害に配慮する必要がある」などとの慎重論があった。

しかし、2004年11月に奈良市で起きた女児誘拐殺人事件で、加害者の男が児童ポルノ画像を携帯電話に多数保存していたことが明らかに。児童ポルノは性犯罪



児童ポルノ規制強化を求める日本ユニセフ協会の署名キャンペーン記者会見で、協力を呼びかける同協会大使のアグネス・チャンさん（左から2人目）ら（東京都内で）

を誘発するとして規制論が強まった。内閣府の07年秋の世論調査でも、単純所持に関し、「規制するべき」「どちらかといえば規制するべき」の回答が合わせて9割を超えた。

規制強化を訴える弁護士の後藤啓三さんは「『児童ポルノを楽しむ権利』など認められない。単純所持の放置は、日本社会が児童ポルノを容認していることを意味する」と話している。

児童買春・児童ポルノ禁止法 1999年に制定され、18歳未満の児童を対象にした買春や買春のあっせん、児童ポルノの販売、インターネットなどへの掲示を禁止した。児童ポルノについては2004年の改正で、提供目的で画像を製造、所持、保管することも規制対象に盛り込まれた。